

別紙

I 条例制定の必要性・理由等に関する意見等

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
1		いじめ防止対策推進法や県教育委員会の基本方針に基づき各市町村・学校現場等で取組が進められているが、今般の条例制定の動きはこの間の経過に瑕疵又は不具合があつてのことなのか。そうした説明がなく、不可解である。	法制定後もいじめの発生が後を絶たないといった課題に対応するため、法と重複する規定が相当程度あるものの、県独自の観点・項目も盛り込みながら、いじめ防止対策に関する基本理念や関係者の責務、県の基本的施策条例という形で示すことに意義があり、県民の理解・関心を深め、教育関係者のみならず県民一丸となつていじめ防止対策に取り組んでいくための礎になるものと考えます。
2	1 目的	条例制定の必要があるか疑問があり、制定理由を条文に明示すべき。 いじめ防止対策推進法は内心の問題である情操や道徳心、家庭教育まで踏み込み、いじめの加害者には出席停止などの厳罰化で対処するなど問題がある。素案は新たに法の些詳細部分を規定したり、法で規定していない内容を補足するものでもないことから、改めて条例を制定する必要があるか疑問である。	条例は、いじめの発生が後を絶たないといった課題に対し、法の趣旨を踏まえ、県や県教育委員会として学校と家庭や地域、関係機関が連携しながら、いじめの防止や早期発見のための取組を強化し、県全体でいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための基本理念や関係者の責務、県の基本的な施策などについて定めるもので、そうした目的（制定理由）を目的規定（条例案1条）に記載しています。
3		素案はいじめ防止対策推進法とほぼ同一内容であり、条例を制定しなければいじめ防止対策が講じられないという理由は見当たらない。国、県、各市町村の基本方針が策定されて約3年が経過している現在、屋上屋を重ねるような条例制定はいじめ防止対策にとって何の意味もない。	条例制定を契機にいじめ防止対策を推進してまいります。
4		条例より先にやるべきことがあるのではないだろうか。人・時間・金をかけて条例を制定したところで言葉上の取り決めで過ぎず、いじめの根本的な解決には何らつながらないのではないか。	条例制定を契機に、いじめ防止対策を実効的に取り組んでまいります。

II 規定事項の修正・追加等に関する意見等

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
5	1 目的	いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを目的規定でも触れるべき。 素案の目的規定はいじめを受けた児童生徒についてだけ触れている。例えば、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組む環境を害するものとして全ての児童生徒に関わる問題であると指摘するなど、もう少し広がりをもった規定とすべき。	目的規定では、条例の制定に至る認識として、いじめがもたらす重大な影響を示した上で、いじめ防止対策を推進すべきことを規定しています。御意見のいじめが全ての児童生徒に関係する問題であるということは、条例案3条1号、2号の基本理念などに、相当する規定を設けていますので案のままとしています。（条例案1条関係）
6	2 定義	いじめの定義付けが不適切。 素案のいじめの定義では、加害者対被害者と二項対立化させてしまい、いじめの実態・背景を適切につかむことが困難になることが懸念される。	法と異なる定義の下で県がいじめ防止対策を講じることによる不都合の発生が懸念されることから、いじめの定義は案のままとします。（条例案2条1号関係） なお、条例第3条2号の基本理念に「全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため」としています。
7	2 定義	刑法で摘発できないいじめについては、人権侵害という観点でいじめを定義し、防止、認知、対処をする必要がある。 学校内における子どもたち同士でのいじめ問題では、実態把握、その後の指導を考えても、学校に多くを委ねることが望ましいと考える。	いじめは、原則として学校を中心として防止、認知、対処がなされるという点は御意見のとおりと考えていますが、犯罪行為として該当するか否かを基準に定義を分けるのではなく、法律と同様、広く定義した上で、態様に応じてそれぞれに適切な対処をしていくことが求められるものと考えことから、案のままとします。（条例案2条1号関係）

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
8	2 定義	いじめの防止と予防を明確に使い分けるべき。 児童虐待等において予防と防止が明確に分けられて用いられていることに鑑み、予防と防止は使い分ける方がよい。また、措置の内容が予防活動が中心である印象を受けるため、予防を明記したほうが内容との整合性が取れるのではないか。	予防は、防止に包含される概念と考えることから、案のままとします。 なお、児童虐待の防止等に関する法律においても「児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止」として防止が予防を含むより広い概念として使用されていると考えます。(条例案2条2号関係)
9	2 定義	「いじめの防止等」の定義である「いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処」に「非行・犯罪行為との異同の判断」を加えるべき。 非行や犯罪との異同はいじめ問題における最も重要な課題の1つである。関係者一同がこの問題と向き合うことは、深刻ないじめを防止する上で最も重要な課題ではないか。	認知されたいじめが非行・犯罪行為に該当する(おそれがある)かどうかの判断は、いじめへの対処に当たってなされるべきであり、「いじめへの対処」に含まれる概念と考えますので、いじめの防止等の定義は案のままとします。 なお、法律でも同様の定義をしています。(条例案2条2号関係)
10	2 定義	教育的観点から、いじめへの「対処」を「指導」と言い換えるべき。 いじめは子どもたちの人間関係の中で起きるものであり、いじめ問題を克服する力は子どもたちや教育の中にこそあるが、この定義では、子どもたちで問題解決をする能力を育む本来の教育活動から背を向けたもので、教育的に問題を解決する手段を閉ざしてしまう。	いじめへの「対処」については、児童生徒に対する指導のほか、情報の収集通報相談体制の充実などを含む広い概念であると考えられることから、案のままとします。(条例案2条2号関係)
11	3 基本理念	いじめが全ての児童生徒に「関係する問題」とするのは過大で、「関係し得る問題」とするのが適当でないか。 いじめを犯罪に、児童生徒を市民に置き換えて考えた場合に、「犯罪が全ての市民に「関係する問題」と言い切るのには、ためらいがある。	全ての児童生徒がいじめの被害者又は加害者となる可能性があり、また、被害・加害の当事者でなくてもいじめを認識した場合には傍観・放置せず、適切な行動をとるなど、自身にも関係する問題として意識することが重要と考えますので、案のままとします。(条例案3条1号関係)
12	3 基本理念	他の児童生徒に対して行われる「いじめを認識しながら放置することがないよう」児童生徒に求めるのは難しい場合もある。「犯罪行為を認識した場合に放置しない」として曖昧さを回避するか、「いじめを認識したときに自ら適切な相談や対処ができるよう」に教育していくことがより重要である。 犯罪に相当するようないじめは、第3者が判断できるが、犯罪に相当しないようないじめは、本人の自覚的な苦痛に左右されるため、本人でなければ判断できない。したがって、いじめを放置しないようにと他の児童生徒に求めることは求める範囲が広すぎる上、かなり高度なものとなる。いじめを認識したときに、自ら(被害者、加害者も含めて)適切な相談や対処を行うことができるように児童生徒を教育していくことが重要だと考える。	児童生徒がいじめを認識した場合に放置しないというのは適切な行動をとるようにするという主旨であり、全てのいじめを認識することを児童生徒に求めるものではないことから、案のままとします。(条例案3条2号関係)
13	3 基本理念	基本理念に、いじめの加害者に対する支援・フォローに関する内容を盛り込むべき。 被害者を救済することは最優先されるべきであるが、いじめを加害者対被害者というように二項対立化させてしまうことで、子どもたちの分断を生むきっかけになる。学校と保護者、地域社会との関係においても同様であり、それによる加害者・被害者、保護者、地域社会の不信は最終的に教育行政に向けられることになり、学校教育の信用低下につながる。	加害者とされる児童生徒に対しては、指導が必要である一方で、適切な支援を行うとともに、その保護者に対する助言等も重要なものと認識しています。ただし、最も優先されるべきはいじめを受けた児童生徒の保護であり、これと同レベルで加害児童生徒への支援を基本理念として掲げることは適切でないと考えます。よって、案のままとします。(条例案3条関係) なお、加害側も含めて当事者である児童生徒に対する指導や支援・助言等の在り方については調査研究の推進等として規定することとしました。(同17条。素案公表後に追加)
14	3 基本理念	基本的施策で規定する「児童生徒が自主的に行ういじめの防止に関する活動に対する支援」を基本理念でも明示すべき。	基本理念は、いじめ防止対策を推進するに当たっての理念や目標、考え方等を示すものであり、この条項に県教育委員会等が講じる具体的な施策の内容を規定することはなじまないものと考えます。よって、案のままとします。(条例案3条関係)

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
15	4 いじめの禁止	いじめの禁止のほか、いじめを助長するような行為も禁止すべき。 いじめを犯罪に見立てると、現行の条文では実行犯の行為だけが禁じられている。実際には、犯罪に例えれば教唆犯や幫助犯のような形でいじめに加担する児童生徒もあるように思うことから、いじめの教唆・幫助も明示的に禁止したほうがよいと考える。	他の児童生徒が行ういじめを助長する間接的な行為であっても、それにより被害児童生徒への心理的又は物理的な影響を与え、心身の苦痛を感じるものであれば、当該行為も「いじめ」に該当し、禁止されることになることから、案のままとします。（条例案4条関係）
16	5 県の責務	保護者が安心して子育てできる環境が不十分なことや、仕事や生活上のストレスなどで子どもとじっくり向き合えない状況にあることが問題であり、子育て支援対策の充実こそが求められている。県の責務に子育て支援の充実を盛り込むなど、保護者への支援を中心とした内容にすべき。	子育て支援対策に関しては、いじめ防止対策に限らず総合的な観点からその充実が求められており、県としても、各種支援制度の充実強化や子どもを育てる環境の整備に部局を横断して取り組んでいます。 なお、この条例では、県の責務としてはいじめ防止対策の実施等に焦点を当てて示すのが適当と考えますので、案のままとします。（条例案5条関係）
17	8 保護者の責務	保護者の責務に、監護する児童生徒がいじめを受けた場合にその教育を受ける権利を回復するための措置をいじめの防止等のための組織と協調して講ずるべきことを加えるべき。 県の条例としては、保護者が県や学校と協調する努力義務のようなものを明示してもよいのでは。いじめの問題は、保護者と学校が対立関係に陥ってしまうことが多いように感じる。	いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を回復するための措置は8条3項の「いじめの防止等のための措置」に包含され、保護者に対しては、当該措置に協力するよう努めることを求めていますので、これにより関係機関等と協調した対応がなされるべきものと考えます。よって、案のままとします。（条例案8条関係）
18	8 保護者の責務	保護者の責務に加えて、義務も明示すべき。 保護者の大部分は親権者であり、監護下にある子どもの教育を受ける権利を保障する義務者である。親権者という地位の重さに鑑みて、保護者については責務だけではなく、義務を明示すべきと考える。犯罪行為等の被害を受けた時に訴訟提起できるのは親権者だけであり、教職員や学校の設置者が負う義務よりも保護者が負う義務のほうがより大きいと考えてもよいのではないかと。	親権者である保護者については別途関係法令により種々の義務が定められていますが、この条例でそうした義務を確認的に規定する必然性はないものと考えことから、案のままとします。（条例案8条関係）
19	8 保護者の責務	保護者の責務について、いじめ防止対策推進法のような「家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならない」旨の規定がない。	御意見のとおり、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならないと考えていますが、確認的な規定をどこまで設けるかについて検討した結果、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえた条例であることから、当該規定は不要と考えます。（条例案8条関係）
20	12 いじめの防止のための措置	道徳教育の押し付けは、かえって自分と価値観の異なる他者に対する偏見や排除の論理を生みかねない。「道徳教育・体験活動の充実」のみではなく、人権教育もいじめ防止のための措置に盛り込むべき。 いじめが人権の侵害であることを子どもたちがきちんと自分の認識の中に入れ込むためには、子どもたち自身が人権が尊重されていることを実感できることが不可欠である。子どもに、子どもの人権をしっかり教えるべき。	いじめ問題については、児童生徒にいじめに向かわせないという防止が第一であり、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼関係を築きながら集団の一員としての自覚や自信を培うことが基本となるものと考えます。そうした態度や対人交流能力の素地を養うことがいじめの防止に資するとの観点から12条1項を設けています。 人権教育に関しては、御意見を踏まえ、「道徳教育及び体験活動の充実」を「道徳教育、人権教育に関する理解を深めるための教育、体験活動等の充実」に修正し、いじめ防止に取り組んでまいります。（条例案12条1項関係）
21	12 いじめの防止のための措置	「個人の価値を尊重し、自他の敬愛と協力を重んじながら心の通う対人交流を行う能力の素地」の育成に関し、「個人の価値」を「個人の権利」に修正すべき。 条例の目的で「教育を受ける権利」を明示していることから、価値といった抽象的な表現よりも、より具体的な権利という用語を使用したほうが望ましい。	個人の価値の尊重は、教育基本法に定める目標の一つであり、これを権利の尊重に限るような表現とすることは適当ではないと考えられることから、案のままとします。（条例案12条1項関係）

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
22	12 いじめの防止のための措置	<p>いじめの防止のための措置に、「犯罪行為等との異同の判断」として、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある犯罪行為等がいじめに含まれると判断した場合には、児童福祉法等の法令に従い児童の健全育成や福祉を図るための具体的な措置を取るべき旨を追加すべき。</p> <p>犯罪行為が含まれるいじめについて児童福祉法等による措置を具体的に保障するため、措置に関する規定を追加する。「児童福祉法等の法令」は、児童福祉法第25条の要保護児童の通告を念頭に置き、事例によっては、家庭裁判所への通告（少年法第6条）、児童相談（児童福祉法第11条第1項第2号）や少年相談（少年警察活動規則第8条）の利用なども関係し得ると考える。</p>	<p>犯罪行為に該当するいじめについては、警察等と連携しての対処が必要とされるのは御意見のとおりで、そうした（おそれのある）いじめについては、実態を的確に把握した上で関係法令に則った対応を行うこととなりますので、案のままとします。（条例案12条関係）</p>
23	12 いじめの防止のための措置	<p>いじめ防止に役立つ授業プログラムの開発やいじめ防止授業の導入も、いじめの予防策として検討すべき。</p> <p>いじめの予防措置としての道徳教育・体験教育の充実が望ましいかもしれないが、いじめの防止のための措置ということでは少し遠い印象を受ける。</p>	<p>御意見のような授業プログラムの開発等は、いじめの防止に向けた教育の充実を図る上での具体的な手段として必要なことと認識していますが、条例で具体的な手段まで規定することはなじまないと考えますので、案のままとします。（条例案12条1項関係）</p>
24	14 人材の確保	<p>「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保」に関し、事案により公平性・中立性を確保するため専門的な知識及び経験を有する第三者を派遣できるような仕組みとすべき。</p> <p>現場任せにしない姿勢について評価できるものの、学校が行う第一次的な調査については、全国的に、十分な調査がなされていないのではないかと指摘を受けるケースが見られる。いじめ防止対策推進法の附帯決議においても「専門的な知識及び経験を有する第三者の参画を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること」とされている。</p>	<p>具体の事案に当たっては、人選の段階で、関係者や学校等に対し客観的な立場から助言等を行うことができる者を選定することで、公平性・中立性を確保することができるものと考えています。（条例案15条1項関係）</p> <p>御意見は、県、学校等においていじめ防止対策を推進するに当たって配慮すべき点として参考とさせていただきます。</p>
25		<p>いじめの防止、確認、指導等のためには、学級担任、部活動顧問などが子どもたちと一緒にいる時間を十分に確保する必要があり、いじめのうち重大事態では対応のための時間を優先的に確保できる校内体制が必要である。学校生活の中で子どもたちの人間関係についての指導経験の豊かな人材を専門に配置し、学校教育の知見を十分に活かすべき。</p>	<p>条例案15条で生徒指導や相談に係る体制の整備に必要な教職員の配置などの措置を講ずる旨を規定しています。</p> <p>御意見は、県、学校等におけるいじめ防止対策の充実に向け参考とさせていただきます。</p>
26		<p>いじめへの対応についての経験を共有する機会を設けることを規定に盛り込むべき。</p> <p>いじめへの対応についてのノウハウや経験については、教職員・学校によって差があると思われる。成功事例・失敗事例を問わず、蓄積された情報についてはプライバシー等に配慮した上で共有できる機会を設けることで教職員の資質向上につながる。</p>	<p>いじめに関する情報の収集により事例を蓄積し（条例案19条）、研修等においてこれらを活用しながら教職員の資質向上を図る（同15条）こととしておりますが、調査研究の推進等（同17条。素案公表後に追加）により、具体の事例に係る調査研究・検証の成果の普及という形で共有を図ることとします。</p>
27		<p>学校での相談体制の整備は、現状の人的体制のままでは困難であり、多忙化状況の改善、スクールカウンセラー等の増員、NPO等の連携をはじめ、学校の相談体制の充実に向けた条件整備が不可欠である。</p>	<p>人材の確保に関しては条例案15条1項でその旨を規定していますが、御意見は、県、学校等におけるいじめ防止の充実に向け参考とさせていただきます。</p>
28		<p>子どもの権利条約が求める「子どもの最善の利益の考慮」を第一に掲げるべき。</p>	<p>いじめへの対処に当たり、子どもの意見やその利益を考慮すべきことは当然であり、適切に対応ができるよう研修等を通じて教職員の資質の向上を図っているところです。</p> <p>なお、この条例を基本理念や関係者の責務、県の基本的な施策などを定める政策的条例として構築した関係で、条例の中にこうした考え方を盛り込むことが困難であったことから規定を見送りました。</p>

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
29		いじめを集団の構造的問題と捉え、「いじめの四層構造」を踏まえて集団全体や観衆、傍観者に当たる児童生徒への対応を行うことをもっと具体的に明記すべき。	いじめのいわゆる観衆や傍観者に関しては、基本理念の一つに他の児童生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないようにとの趣旨を盛り込み、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを示しています。 なお、この条例を基本理念や関係者の責務、県の基本的な施策などを定める政策的条例として構築した関係から、御意見のような具体的措置・手続についての規定は設けないこととしております。
30		いじめの調査に係る情報が当事者に対して適切に提供されるべきであることを規定に盛り込むべき。 調査結果について十分な報告がなされず、児童生徒及び保護者が不信感を持つケースが見られる。また、調査結果については、加害児童生徒の今後の対応にとっても有益と思われる。	いじめに関する調査の結果について、関係児童生徒や保護者に対し情報提供がなされるべきことは御意見のとおりで、調査の実施も含めいじめへの対処に関する具体的な手続は法や基本方針に則って着実に行うこととしていますが、基本理念や関係者の責務、県の基本的な施策などを定める政策的条例として構築した関係から、御意見のような具体的措置・手続についての規定は設けないこととしております。
31		「重大事態」とされるいじめの定義や、認定者、調査方法、調査の流れについても規定すべき。 重大事態は地域住民の重大な関心事であり、早期対応、防止の観点から、また、責任の明確化、透明性の確保の観点からもこれらを示すべき。	基本理念や関係者の責務、県の基本的な施策などを定める政策的条例として構築した関係から、この条例に御意見のような具体的な対処・手続についての規定は設けないこととしています。 なお、重大事態については、法や基本方針に則り、調査の実施を含む具体的な対処・手続を行うこととしています。
32		いじめの防止等のための対策の推進に必要な財政上の措置について規定すべき。 学校では、いじめの検証や事実認定のための人員配置が不十分である。教育庁内での予算措置ではそのしわ寄せが学校現場にくることからも、教育予算を拡充し、正規教職員の配置の増加、スクールカウンセラーの増員により相談体制が充実できるよう、条例で財政上の措置を規定すべき。	いじめ防止対策の推進に必要な予算については、今後ともその確保に努力してまいります。予算措置は、知事の予算案の提出を受けて、県議会において県財政や財源なども考慮しながら審査して決定されるものであり、一般的には、知事が提出する条例において自らが予算措置をするような規定を設けることはなじまないものと考えます。
33		条例制定に時間を費やすのではなく、いじめ克服に向けた数多くの取組事例やこれまでに発生したいじめ事案の分析によって得た知見をもとに、実態に即した環境整備に力を注ぐべき。	条例案では、いじめに関する情報の収集（条例案19条）や調査研究の推進（同17条。素案公表後に追加）を行っていく旨を規定します。 環境整備に注力すべきとの御意見は、県、学校等におけるいじめ防止対策に関する意見として、今後の取組の充実に向け参考とさせていただきます。
34	20 いじめ問題対策連絡協議会	県いじめ問題対策連絡協議会の設置規定で引用している法の設置根拠条項の表記「法第14条第1項」を削除すべき（素案の他の条項に合わせた表記とする）。	当該協議会については、法14条1項で定める、地方公共団体が条例で置くことができることとされている組織をこの条例で設置しようというものであり、協議会の位置付け等を明確にする上で、根拠となる法の条項を引用するのが適当と考えます。よって、案のままとします。（条例案22条1項関係）
35	21 いじめ問題対策審議会	県いじめ問題対策審議会の設置規定で引用している法の設置根拠条項の表記「法第14条第3項」を削除すべき（素案の他の条項に合わせた表記とする）。	当該審議会については、法14条3項で定める、教育委員会の附属機関をこの条例で設置しようというものであり、審議会の位置付け等を明確にする上で、根拠となる法の条項を引用するのが適当と考えます。よって、案のままとします。（条例案23条1項関係）
36		いじめ問題対策連絡協議会と附属機関の設置について、県方針と素案では手順や構成などに違いがあるが、現行の基本方針の方がわかりやすい。	条例案では、法に基づく協議会及び附属機関として設置することを明記し、各組織の役割を明確にすることとしています。
37		子どもの最善の利益を最優先に考え活動する公的第三者機関（子どもオンブズパーソン等）の設置を盛り込むべき。	県では、いじめを含め子どもの権利侵害に関する相談を受け、救済を図る第三者機関として、条例で秋田県子どもの権利擁護委員会を設置しています。こうした関係機関と連携協力を図りながら、いじめ防止対策を推進してまいります。

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
38		2010年の国連子どもの権利委員会の勧告を踏まえて、いじめを「助長」するような教育施策の検証と改善策について盛り込むべき。	いじめを助長するような教育施策が具体的に何を指すか定かではありませんが、御意見は、教育施策の在り方に関する意見として、今後の参考とさせていただきます。

Ⅲ その他（政策の方向性、取組の在り方ほか）に関する意見等

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
39		いじめは子どもだけの問題ではなく、大人社会を反映している問題である。同調圧が高い日本、異質なことを排除する傾向が強い社会（大人）と学校（子ども）にあっては、いじめはなくならないし、減少し得ない。そうした社会状況下でいじめ防止対策を謳っても空振りに終わるだけではないか。大人がよりよい手本を背中で見せ続けていけるような社会・環境を整えていくことに人・時間・金を掛けることを何より優先すべき。	御意見は、県、学校等におけるいじめ防止対策に関する意見として、今後の参考とさせていただきます。
40		問題は、保護者が安心して子育てできる環境が整っていないことや、仕事や生活上のストレス等で子どもとじっくり向き合えない状況にあるということである。	御意見は、教育施策や子育て支援の在り方に関する意見として、今後の参考とさせていただきます。
41		特定の子どもがいじめの被害者になり、あるいは加害者になるという想定は誤りである。被害／加害という二項対立を前提にした対策ではなく、いじめを生み出す構造そのものをいじめ防止対策の対象にするという発想が不可欠である。	全ての児童生徒がいじめの被害者となり、加害者ともなる可能性があるものと認識しており、当事者である児童生徒に対する指導や支援等の在り方について、調査研究の推進等として規定することとしました。（条例案17条。素案公表後に追加）
42		8割超の子どもがいじめの加害体験者であり被害体験者との調査結果もあり、加害・被害の関係は固定せず、流動的で、単純な善悪論では対処しきれない複雑な問題をはらんでいる。8割以上の子どもがいじめ体験者というゆゆしき現実では、拙速な条例制定と運用は、子ども全体を学校・保護者・地域の監視対象とすることになりかねない。	条例案は、いじめに関する課題に対し、県や県教育委員会、学校と家庭や地域社会、関係機関が連携しながらいじめの防止や早期発見のための取組を強化し、県全体でいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、基本理念や関係者の責務、県の基本的な施策などについて定めるものであり、御指摘のように児童生徒を監視下に置いていじめの防止を図ろうとする趣旨ではありません。
43		県の中高一貫教育や秋田県学力・学習状況調査、グローバル人材育成教育など、競争を激化させる方向は見直すべき。条例案ではそうしたことに全く触れず、一方的に子どもたち・教職員・家庭にいじめ防止の責務を押し付ける内容となっており、いじめ問題の根本的解決には至らないと考える。	条例案は、いじめに関する課題に対し、県や県教育委員会、学校と家庭や地域社会、関係機関が連携しながらいじめの防止や早期発見のための取組を強化し、県全体でいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、基本理念や関係者の責務、県の基本的な施策などについて定めるものであり、御指摘のように責務を押し付けるものとは認識していません。
44		「いじめを絶対許さない」という考えを持つ教師・生徒を増やし、校内の全教師、全生徒でいじめへの取組を行うべき。 教師によるいじめの確認には限界があり、一人の教師の限られた時間と経験、指導力では処理できない複雑な問題を含んでいる。 これに対しては、たとえば、校長を中心とした教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭などがネットワークを確立し、全教師、全生徒で対応するという姿勢を持つことが必要ではないか。いじめを防止するためには、校内に「いじめを絶対許さない」という考えを持つ教師・生徒を増やすことが基本であり、大切である。	基本理念の一つとして、いじめの防止等のための対策は、学校全体で組織的かつ実効的に取り組むことを掲げる（条例案3条3号）ほか、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むこと（同7条）としています。 御意見は、県、学校等においていじめ防止対策を推進するに当たって配慮すべき点に関する意見として、今後の参考とさせていただきます。

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
45		いじめのあり方は様々で流動的に変化し、学校の集団生活においてどの子も加害者・被害者になり得る特質のあるものである。発達段階や心の問題、家庭環境などについての配慮も大切である。	全ての児童生徒がいじめの被害者となり、加害者ともなる可能性があることを踏まえ、基本理念（条例案3条1号）において「全ての児童生徒に関係する問題である」として明示しています。また、保護者や家庭、地域社会と連携する（同3条4号、同7条、同14条等）ことで発達段階や家庭環境にも配慮しながら、いじめ防止対策を推進することとしています。 御意見は、県、学校等においていじめ防止対策を推進するに当たって配慮すべき点として、今後の参考とさせていただきます。
46		屋上屋を重ねるような条例の必要性は疑問。現行の基本方針に基づいて進められているいじめ問題への取組を点検し、検討しながらより良く充実させていくという建設的な方向性を進むよう県教育委員会や県議会に望む。	御意見は、県においていじめの防止等のための対策を推進するに当たっての意見として、今後の参考とさせていただきます。
47		本県はいじめの状況について、もっと時間をかけてじっくり実態調査すべき。条例制定作業を一時凍結し、実態調査を最優先させることを求める。	御意見は、県、学校等におけるいじめ防止対策に関する意見として、今後の参考とさせていただきます。
48		いじめのうち重大事態の調査及び認定では、教育委員が調査内容についての詳細を把握し、それに対し意見する機会を保障するなど教育委員会の十分な審議を担保する必要がある。当事者のプライバシー保護の課題はあるが、教育委員会の審議を秘密会にするなど工夫し、新教育委員会が制度の趣旨に則り有効に機能するよう検討されたい。また、県議会での取扱いは必ずしも教育委員会と同じにする必要はないと考える。	御意見は、県教育委員会における重大事態に係る審議手続に関する意見として、今後の参考とさせていただきます。
49		いじめのうち重大事態に係る知事の再調査組織を秋田県子どもの権利擁護委員会としているが、子ども・子育て支援の趣旨による委員会が重大事態の調査に携わることには違和感がある。行政的視点からの調査に偏るのではないかと懸念される。	重大事態に係る知事の調査は、学校、教育委員会等による調査結果について更に調査が必要と認められる場合に行われる再調査であり、弁護士や精神科医、心理・福祉の専門家等であって当該事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない第三者によって公平・中立に行うことが求められます。 県子どもの権利擁護委員会は、こうした専門家で構成された第三者組織であるところの知事の附属機関であり、御意見のような懸念に対し十分に配慮された組織であると考えます。